

貸付事業

◎貸付制度の内容

貸付種別	貸付限度額	要件	償還回数
生活資金	200万円	組合員が臨時の資金を要する場合	72回以内
自動車資金	300万円	組合員が自動車の購入等のため資金を要する場合	72回以内
教育資金	300万円	組合員及び組合員の子が高等学校・大学・高专・専修学校及び各種学校等に入学若しくは修学するための資金を要する場合	120回以内
結婚資金	300万円	組合員及び組合員の子が結婚のため資金を要する場合	120回以内
研修旅行資金	100万円	組合員が研修旅行等に参加又は通信教育生としてスクーリングに出席するため資金を要する場合	120回以内
医療資金	50万円	組合員及び組合員の被扶養者が医療を受けるため資金を要する場合	36回以内
高額医療資金	200万円	組合員及び組合員の被扶養者が高額療養費支給対象となる療養、先進医療又は不妊治療を受けるための資金を要する場合	120回以内
住宅資金	500万円	組合員が自己の用に供するため住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入又は住宅の敷地を購入するため資金を要する場合。ただし、組合員期間10年未満の者は300万円	360回以内

◎貸付け申込の添付書類

貸付種別	添付書類
生活資金	なし
自動車資金	① 購入の場合は、販売店との売買契約書又は注文書の写し ② 修理等の場合は、業者の費用見積書の写し
教育資金	① 入学の場合は、合格通知書の写し又は入学許可書の写し ② 在学の場合は、在学証明書 ③ 外国の教育機関の場合は、入学又は在学を証明できる書類及びこれの日本語の翻訳文の写し
結婚資金	結婚式場の挙式申込受理証明書、媒酌人の挙式予定証明書又は所属長の証明書等事実が証明できる書類(いずれも写しでも可)
研修旅行資金	① 海外の場合は、旅行業者が発行する旅行引受書の写し ② 国内の場合は、旅行業者が発行する旅行引受書の写し又は所属長の証明書のいずれか
医療資金	医療費等を要する事実が証明できる書類(医師の診断書、保険医療機関の領収書又は請求書の写し)、又は所属長の証明書のいずれか
高額医療資金	① 高額療養費支給の対象となる療養を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ② 先進医療、不妊治療を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ③ 医師の証明書(高額療養、先進医療、又は不妊治療の事実が証明できるもの)
住宅資金	各所属に配布してある住宅資金借用申込み要領を参照してください。

◎貸付け利用にあたっての留意点

- ① 貸付けは、組合員となった日から6か月経過したら利用できます。
- ② 申込みには、資金借用申込書(貸様式第1号)及び資金借用証書(貸様式第2号)に所定の事項を記入のうえ、生活資金以外の申込みには、それぞれ添付書類が必要ですので確認して洩れなく添付してください。
- ③ 受取先口座番号確認のため、普通(総合)預金通帳の写しを添付してください。
- ④ 資金借用証書には収入印紙が必要です。10万円までは200円、50万円までは400円、100万円までは千円、500万円までは2千円です。本人で貼付し、割印を押してください。
- ⑤ 貸付金は受付後10日位で申込人名義の金融機関指定普通(総合)預金口座に振り込まれます。
- ⑥ 貸付金の額は、10万円の整数倍です。
- ⑦ 貸付金の償還は、毎月償還とボーナス償還を併用できます。(ボーナス償還に係る貸付金の額は貸付金額の2分の1以内で10万円を単位とします。)
- ⑧ 希望により臨時に償還したい場合、全額繰上償還又は一部繰上償還ができます。事前に臨時償還手続申込書(事様式第6号)を提出し、払込通知書の交付を受けてください。
- ⑨ 同一種別の貸付について、償還回数が24回以上経過していれば相殺貸付けを受けることができます。また、貸付限度額内であれば複数口貸付けを受けることもできます。